

【資料編】

- 1 淡海子ども・若者プランの策定経過
- 2 (仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会設置要綱および委員名簿
- 3 (仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会 検討会運営要領および検討会委員名簿
- 4 (仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会 各検討会報告書
 - 子育て支援検討会報告書
 - 社会的養護検討会報告書
 - 青少年自立支援検討会報告書
 - ひとり親家庭支援検討会報告書
- 5 国、県の子ども・若者育成施策の取り組み経過
- 6 関係法令等
 - 次世代育成支援対策推進法
 - 母子及び寡婦福祉法
 - 子ども・若者育成支援推進法
 - 滋賀県子ども条例
 - 滋賀県子ども育成大綱

淡海子ども・若者プランの策定経過

1 (仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会の設置

(1) (仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会での検討

計画を策定するにあたり、県民、子ども・若者育成施策分野や経済・労働分野の関係者、有識者などの意見を反映するため、「(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会」(以下、「策定協議会」という。)を設置し、本県の子ども・若者施策の基本的な考え方や推進方策等について、ご議論をいただきました。

会議	開催月日	主な議題
第1回	平成21年6月12日	○策定の背景・趣旨等について ○子ども・青少年を巡る現状と課題について ○計画の骨格と基本的な考え方について
第2回	平成21年8月27日	○各検討会における検討結果について ○計画の基本理念や施策の基本的視点等について
第3回	平成21年9月16日	○計画に記載する具体的施策(案)、数値目標(案)等について
第4回	平成21年11月2日	○最終報告案について
報告書提出	平成21年11月9日	策定協議会報告書(「淡海子ども・若者プラン」)を会長から知事に提出

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会について

策定協議会

平成21年度

協議会

協議会においては、滋賀県が子ども・若者施策を進めるための基礎となる基本理念や視点などについて議論・検討を行うとともに、テーマ別の検討会での議論を踏まえ、施策の具体化を図る。

○まず、計画の基本理念および基本的視点など、今後の子ども・若者施策の基本的考え方や目指すべき方向に関する事項を検討する。

↓

○その後、テーマ別の検討会で議論および取りまとめられた基本目標や重点的取組を踏まえ、計画全体の基本目標や具体的施策について検討する。

↓

○計画骨子について議論する。

↓

○計画素案に対する最終意見を取りまとめ、知事に報告する。

平成22年度…計画の評価・点検の方法を検討

策定協議会設置の趣旨

本県の子ども・若者施策に関する総合計画に、県民、関係者等の意見を反映していくため、児童福祉、青少年育成、企業経営、労働などの関係者および有識者を委員とする策定協議会を設置し、計画の内容等について審議を行う。

検討会

○策定協議会のもとに、以下の4つのテーマ別に検討会を設置する。

- ・子育て支援と労働
- ・社会的養護
- ・青少年自立支援
- ・ひとり親家庭支援

○検討会では、それぞれのテーマに関して、

- ・現状の把握と重点的課題の抽出
- ・基本目標
- ・重点的に推進すべき具体的施策
- ・取組を進めるための指標と数値目標

などの検討を行い、検討結果をとりまとめ、施策協議会に報告する。

(2) テーマ別検討会での検討経過

策定協議会においては、広く関係者の意見を議論に反映していくため、子ども・若者育成施策に関係する四つの分野（子育て支援、社会的養護、青少年自立支援、ひとり親家庭支援）について検討会が設けられました。

各検討会では、施策の基本的考え方や方向性、重点的取り組みなどが集中的に議論され、平成21年（2009年）8月27日開催された第2回策定協議会において、各検討会で集約された意見が報告されました。

■ 子育て支援検討会

会 議	開催月日	主な議題
第1回	平成21年5月12日	○（仮称）滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について ○子育て家庭や子どもを取り巻く現状と課題について
第2回	平成21年6月22日	○子育て支援をめぐる基本的考え方と施策の方向性について
第3回	平成21年8月5日	○子育て支援検討会報告（素案）について

■ 社会的養護検討会

会 議	開催月日	主な議題
第1回	平成21年4月30日	○（仮称）滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について ○社会的養護にかかる現状と課題について
第2回	平成21年6月19日	○基本目標について ○具体的な取り組みについて
第3回	平成21年7月17日	○基本目標（案）について ○重点的な取り組み（案）、指標項目（案）について
第4回	平成21年8月11日	○報告書（案）について ○指標項目と数値目標について ○検討会から策定協議会への意見書（案）について

■ 青少年自立支援検討会

会 議	開催月日	主な議題
第1回	平成21年6月11日	○（仮称）滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について ○青少年を取り巻く現状と課題について
第2回	平成21年7月10日	○青少年自立支援の基本的考え方と施策の方向性について
第3回	平成21年7月29日	○青少年自立支援検討会報告（素案）について

■ ひとり親家庭支援検討会

会 議	開催月日	主な議題
第1回	平成21年5月13日	○（仮称）滋賀県子ども・青少年総合計画の策定について ○ひとり親家庭を取り巻く現状と課題について
第2回	平成21年7月17日	○ひとり親家庭支援検討会報告（素案）について
第3回	平成21年7月30日	○ひとり親家庭支援検討会報告（案）について

2 市町との対話

各市町から「淡海子ども・若者プラン（原案）」に対する意見をいただきました。

- 実施期間：平成 21 年（2009 年）11 月 9 日～30 日
- 実施形式：文書往復
- 意見等の提出件数：18 件（8 市町）

3 県民からの意見

計画に県民のみなさんの意見を反映するとともに、計画検討の参考とするため、県民政策コメントを実施しました。「淡海子ども・若者プラン案」（市町からいただいた意見等の反映後の原案）を県民のみなさんに公表し、意見等をいただきました。

- 実施期間：平成 21 年（2009 年）12 月 21 日～平成 22（2010 年）1 月 28 日
- 意見等の提出人数および件数：4 人、14 件

4 策定までの主な流れ

時 期	内 容
平成 21 年（2009 年）	
4 月～5 月	策定協議会の設置、公募委員の募集・決定 テーマ別検討会の設置
6 月 12 日～11 月 2 日	策定協議会およびテーマ別検討会での審議や検討
11 月 9 日	策定協議会会長から知事に報告書提出
11 月 9 日～30 日	市町との対話（文書往復）
12 月 21 日	県民政策コメント開始
平成 22 年（2010 年）	↓
1 月 28 日	県民政策コメント終了
3 月 11 日	2 月県議会において、策定状況報告 ※計画案の報告
3 月 24 日	計画策定・公表

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 滋賀の子どもや青少年の健全な育成を図り、子どもが生まれる段階から社会の担い手となるまで切れ目なく支援していくため、次世代育成支援行動計画「子どもの世紀しがプラン」、青少年育成長期構想「新・アクティユースプラン」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の3計画を統合した新たな計画の策定にあたり、広く関係者・団体等の意見を反映することを目的として、(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会（以下「策定協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定協議会は、本県の子どもの青少年施策の基本的な考え方および推進方策等について、必要な事項を協議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 策定協議会は、子ども・青少年に関する団体、経済・労働関係者、学識経験者、地方公共団体職員等の中から健康福祉部長が選出した20名以内をもって構成する。

2 委員のうち、2名は公募により選任する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 策定協議会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

(会長の職務および職務代理)

第5条 会長は、策定協議会の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

(検討会の設置)

第7条 策定協議会には、必要に応じ検討会を設置することができる。

2 検討会は、特定の分野について、広く関係者を交えて意見交換を行い、計画立案に生かすため、策定協議会の協議の進展に応じて開催する。

3 検討会の委員は、策定協議会委員および検討会における検討のために必要な経験と知識を有する者の中から健康福祉部長が選出した者をもって構成する。

(庶務)

第8条 策定協議会および検討会の庶務は、健康福祉部子ども・青少年局において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定協議会および検討会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

1. この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

2. この要綱は、平成23年3月31日限りその効果を失う。

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会 委員名簿

◎：会長 ○：副会長
(50音順、敬称略)

所 属	役職名	氏 名
滋賀県青少年育成県民会議	副会長	安部 侃
聖泉大学	学 長	◎井深 信男
公募委員		小田 勝己
栗東市	生涯学習課長	檜葉 元治
公募委員		葛口 彩
社団法人滋賀経済産業協会	事務局長	小林 邦彦
滋賀子育てネットワーク	代 表	鹿田 由香
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	会 長	高岸 義昭
聖泉大学	教 授	高橋 啓子
社団法人滋賀県保育協議会	副会長	○中西 健
滋賀県PTA連絡協議会	事務局長	中村 長七
立命館大学	教 授	野田 正人
滋賀県市町保健師協議会	理 事	福永 まき絵
滋賀県青年団体連合会	会 長	船川 泰裕
滋賀県労働者福祉協議会	理 事	松元 光彦
日野町	福祉課長	森口 雄司
滋賀県児童養護施設協議会	副会長	山本 朝美
滋賀大学	教 授	渡部 雅之

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会 検討会運営要領

1 趣 旨

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会設置要綱第7条の規定に基づく検討会の運営について必要な事項を定める。

2 検討項目等

(1) 検討するテーマごとに次の4つの検討会を置く。

- ①子育て支援検討会（子育て支援と労働関係）
- ②社会的養護検討会
- ③青少年自立支援検討会
- ④ひとり親家庭支援検討会

(2) 各検討会は、担当する分野にかかる以下の項目について議論する。

- ・現状の把握と課題の抽出
- ・5年後を見据えた基本的方向性
- ・計画に重点的に位置付けるべき取組（数値目標を含む）
- ・その他、計画立案のために必要な事項

3 座長および副座長

- (1) 検討会に座長および副座長を置くものとし、策定協議会委員の互選により選出する。
- (2) 座長は、検討会の議長となり、会務を総理する。
- (3) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

4 会 議

- (1) 検討会の会議は、子ども・青少年局長が招集する。
- (2) 子ども・青少年局長は、必要に応じ、関係者に会議への出席を求めるものとする。

5 庶 務

検討会の庶務は、健康福祉部子ども・青少年局において処理する。

6 その他

検討会の事務局として、子ども・青少年施策推進本部の関係部局が参加する。

付 則

1. この要領は、平成21年4月15日から施行する。

(仮称) 滋賀県子ども・青少年総合計画策定協議会 検討会委員名簿

(1) 子育て支援検討会 (15名)

◎：座長 ○：副座長
(50音順、敬称略)

所 属	役職名	氏 名	備考
大津市立平野幼稚園	園 長	一柳 敦子	
守山市	こども課長	今井 剛	
公募委員		小田 勝己	*
米原市	こども家庭課長	北村 圭弘	
滋賀県学童保育連絡協議会	事務局長	久保 和子	
社団法人滋賀経済産業協会	事務局長	小林 邦彦	*
滋賀子育てネットワーク	代 表	鹿田 由香	*
社団法人滋賀県保育協議会	副会長	○中西 健	*
滋賀県私立幼稚園協会	会 長	奈良 誉夫	
滋賀労働局	雇用均等室長	野添 雅恵	
滋賀県市町保健師協議会	理 事	福永 まき絵	*
滋賀県労働者福祉協議会	理 事	松元 光彦	*
野洲市立篠原小学校	校 長	馬淵 眞壽美	
日野町	福祉課長	森口 雄司	*
滋賀大学	教 授	◎渡部 雅之	*

*策定協議会との併任委員

(2) 社会的養護検討会 (9名)

◎：座長 ○：副座長
(50音順、敬称略)

所 属	役職名	氏 名	備考
高島市	子ども家庭相談課長	石田 佳枝	
滋賀県児童養護施設協議会	会 長	大久保 和久	
滋賀弁護士会人権擁護委員会	委員長	甲津 貴央	
彦根子ども家庭相談センター	所 長	富永 豊	
児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会	委員長	中川 泰彦	
立命館大学	教 授	◎野田 正人	*
中央子ども家庭相談センター	所 長	前川 承包	
滋賀県里親会	副会長	元藤 大士	
滋賀県児童養護施設協議会	副会長	○山本 朝美	*

*策定協議会との併任委員

(3) 青少年自立支援検討会 (10名)

◎：座長 ○：副座長
(50音順、敬称略)

所 属	役職名	氏 名	備考
滋賀県青少年育成民会議	副会長	◎安部 侃	*
滋賀県青少年補導センター連絡協議会	会 長	岩田 金藏	
滋賀県立大津高等学校	校 長	岡 均	
栗東市	生涯学習課長	○榎葉 元治	*
公募委員		葛口 彩	*
滋賀県非行少年等立ち直り支援 総合コーディネーター		藏田 光秋	*
環境レイカース	代 表	島川 武治	
滋賀県PTA連絡協議会	事務局長	中村 長七	*
滋賀県青年団体連合会	会 長	船川 泰裕	*
東近江市立愛東中学校	校 長	山本 佐千夫	

*策定協議会との併任委員

(4) ひとり親家庭支援検討会 (7名)

◎：座長 ○：副座長
(50音順、敬称略)

所 属	役職名	氏 名	備考
滋賀労働局	職業安定課長	大伴 純一	
社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会	事務局長	坂下 ふじ子	
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	会 長	○高岸 義昭	*
聖泉大学	教 授	◎高橋 啓子	*
株式会社農環	代表取締役	那須 信子	
彦根市	子育て支援課長	西川 静夫	
滋賀県ひとり親家庭福祉推進員		本 祿 輝子	*

*策定協議会との併任委員